

【障害福祉サービス事業者】

練馬区施設等運営支援臨時給付金事業 事務手続

令和8年6月12日

1 事業内容

急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に所在し、東京都知事または区長の指定または登録を受けている障害福祉サービス事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、練馬区施設等運営支援臨時給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

2 支給内容

(1) 支給対象者および請求区分

令和8年1月1日現在、区内で障害福祉サービス事業所を運営する事業者で、引き続き令和8年7月1日以降も運営を継続している事業者（区立施設を運営する指定管理者を除く。）を支給対象者とする。ただし、請求区分A-1・2、B-1およびC-1・3については、東京都が同様の事業を実施するため、(2)イ①に規定する光熱費、食材費および燃料費（以下「光熱費等」という。）は対象外とする。

ア 入所系

- ① 請求区分A-1
施設入所支援、共同生活援助
- ② 請求区分A-2
短期入所（空床利用型を除く。）

イ 通所系

- ① 請求区分B-1
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、日中一時支援事業、児童発達支援、放課後等デイサービス
- ② 請求区分B-2
地域活動支援センター

ウ 訪問・相談系

- ① 請求区分C-1
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
- ② 請求区分C-2
基準該当サービス
- ③ 請求区分C-3
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援

(2) 支給対象期間および給付額

ア 支給の対象期間（以下「支給対象期間」という。）は、令和8年1月1日から同年6月30日までとする。

イ 支給額は、光熱費等およびその他運営費の価格上昇による影響額から算出した給付基準額を基に、下表により算出する。

① 光熱費等

請求区分	計算式
通所系 B-2	(食事提供あり) 定員1人当たり給付基準額9,642円×定員数 (上記以外) 定員1人当たり給付基準額5,922円×定員数
訪問・相談系 C-2	1事業所につき給付基準額29,500円

② 食材料費

請求区分	計算式
入所系 A-1	定員1人当たり給付基準額12,000円×定員数

③ その他運営費

請求区分	計算式
入所系 A-1・2	定員1人当たり給付基準額3,000円×定員数
通所系 B-1・2	
訪問・相談系 C-1～3	1事業所につき給付基準額50,000円

ウ 定員数は、令和8年1月1日時点の利用定員の数とし、同月2日以降に新規に開設する場合は、指定または登録時の利用定員の数とする。

(3) 支給額を変更する場合の計算式

ア 令和8年1月2日以降、新規に開設した事業所については、開設期間の月数を6で割った数を、(2)イの表に基づき算出した額に乗じて支給額を算出する。

イ 令和8年1月2日から申請日までの間に、休止期間がある事業所については、休止期間の月数を6で割った数を、(2)イの表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、(2)イの表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出する。

ウ アおよびイに基づく計算式は、(2)イ③の表に基づき算出した額には適用しない。

エ 事業所の新規開設および休止に伴う事由発生日は、各月1日を基準日として計算する。

オ 令和8年1月2日以降に利用定員に変更があった場合、各月1日時点の利用定員をもとに支給額を再計算する。

(4) 給付金の支給条件

ア 本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、これを5年間保管しておくこと。

イ 区から障害福祉サービス事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告すること。

ウ アおよびイについて、区から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従うこと。

エ 区長は、アからウまでに掲げるもののほか、必要と認める条件を付すことができる。

(5) 給付金を支給しない場合

ア 練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団である場合

イ 代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合または同条第3号に規定する暴力団関係者である場合

ウ 申請日時点において、事業所を継続して運営する見込みがない場合

(6) 給付金の使途

本事業の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設等の運営経費を賄うためのものであるため、支出にあたっては本事業の趣旨を踏まえること。

なお、別途補助事業へ申請している経費に充当することは認めない。

3 申請および支給方法

(1) 申請

ア 給付金を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、区長が別に定める日までに、第1号様式により申請および請求を行う。

イ 申請事業者は、給付金を受け取るに当たり、運営法人の代表者名義の口座を指定することとする。

なお、事業所名義の口座等、名義が異なる口座を指定する場合には、第2号様式を区長に提出しなければならない。

ウ 申請事業者が2(1)に規定する事業所を複数運営する場合（同一所在地において運営する場合を含む。）は、それぞれの事業所ごとに申請することができる。

エ ウにかかわらず、申請事業者が同一所在地かつ同一建物において、2(1)に規定する事業所を複数運営している場合、請求区分ごとに1事業所に限り申請することができる。

オ 事業者が同一所在地かつ同一建物において、2(1)ウ①に規定する障害福祉サービス事業所と訪問系の介護サービス事業所、または2(1)ウ③に規定する障害福祉サービス事業所と相談系の介護サービス事業所を併せて運営している場合、2(1)ウ①および③に規定する障害福祉サービス事業所については申請することができない。

(2) 支給

区長は、申請事業者から給付金の申請および請求があったときは、その内容を審査し、給付金の支給または不支給を決定するものとする。この場合において、区長は、支給を決定したときは第3号様式により、不支給を決定したときは第4号様式により申請事業者に通知し、支給を決定した給付金を速やかに支給するものとする。

(3) 精算

本事業により支給した給付金の精算は不要とする。

(4) 支給決定の取消し

区長は、3(2)の規定により支給の決定を受けた申請事業者（以下「支給決定事業者」という。）がつぎのアからオまでのいずれかに該当するときは、給付金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により、給付金の支給を受けたとき。

イ 給付金の支給決定の内容またはこれに付した条件その他この事務手続に違反したとき。

ウ 支給決定事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が2(4)イまたはウに該当するに至ったとき。

エ 令和8年1月1日から同年6月30日までの間に休止または廃止したとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、区長が不相当と認める事情が生じたとき。

(5) 給付金の返還

区長は、給付金の支給決定の全部または一部を取り消した場合は、第5号様式により支給決定事業者に通知する。この場合において、既に給付金を支給しているときは、その返還を命じるものとする。

4 その他

この事務手続に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この事務手続は、令和8年6月12日から施行し、同年1月1日から適用する。